

一般社団法人こども未来教育協議会

定 款

一般社団法人こども未来教育協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人こども未来教育協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、教育システムのさらなる進化のため、各種教育サービスの円滑な活用及び連携を行い、教育現場のさらなるデジタルトランスフォーメーション（以下「教育DX」という。）の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デジタル教科書及び教材並びにデジタル教科書及び教材ポータルの普及活動
- (2) デジタル教科書及び教材並びに教育DXに関連するコンテンツ、情報発信事業
- (3) 教育DXの推進及び啓発活動
- (4) 教育DXに関する調査、研究、実証事業の実施
- (5) 教育DXに関する政策提言
- (6) 国又は地方公共団体が行う教育関連事業との連携
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の各号に掲げる種別とし、このうち企業会員及び賛助会員を正会員とし、一般会員（法人）及び一般会員（個人）を準会員とする。当法人の正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 企業会員： 当法人の事業に賛同して入会した教科書発行业又は教育関連事業を行う団体
 - (2) 賛助会員： 当法人の事業を支援・賛助するため入会した団体
 - (3) 一般会員（法人）： 当法人の事業を賛助するため入会した団体
 - (4) 一般会員（個人）： 当法人の事業を賛助するため入会した個人
- 2 企業会員、賛助会員、一般会員（法人）及び一般会員（個人）の詳細については、理事会において別に定める細則による。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込みをし、

理事会の承認を受けなければならない、理事会の承認をもってそれぞれの種別における会員となる。

- 2 準会員は、当法人所定の様式による入会手続後、理事会への報告をもってそれぞれの種別における会員となる。

(経費の負担)

第7条 当法人の会員は、当法人の経費に充てるため、理事会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 当法人の会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、事業年度末日をもって当法人を退会することができる。但し、当法人の会員にやむを得ない事由がある場合には、いつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が当法人を退会した場合でも、当該事業年度に係る未納の会費は納付しなければならない、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名決議を行う旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合の他、当法人の会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- 2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該事業年度に係る未納の会費は納付しなければならない、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招 集)

第14条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり社員総会を招集する。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第16条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事又は監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(社員総会決議の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第19条 代表理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事：3名以上12名以内

(2) 監事：1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副代表理事とする。

3 前項の代表理事を一般法人法が定める代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
 - 4 代表理事、副代表理事及び当法人の業務を執行する理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
 - 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 26 条** 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 27 条** 当法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議によって、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(競業及び利益相反取引)

- 第 28 条** 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受ける。
- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

(役員等の責任軽減)

- 第 29 条** 当法人は、一般法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度

額を控除した額を限度として免除することができる。

- 3 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第 111 条第 1 項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。

(役員等賠償責任保険契約の締結)

第 30 条 当法人が一般法人法第 118 条の 3 第 1 項に定める役員等賠償責任保険契約を締結する場合には、理事会決議によってその内容を定めなければならない。

(顧問)

第 31 条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会の承認に基づき代表理事が委嘱する。顧問は、当法人の事業に関して、代表理事の諮問に応じる。
- 3 顧問は無報酬とする。但し、当法人は、顧問がその職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第 33 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選定及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (8) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した

ときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

- 第38条** 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
 - 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

- 第39条** 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。基金の募集、割当て、払込み等の手続については、理事会において別に定める規程による。

(基金の拠出者の権利)

- 第40条** 基金は、前条の規程で定める日までは返還しない。

(基金の返還手続)

- 第41条** 基金の返還は、基金の拠出者が当法人に対して基金の返還を申し入れた後、定時社員総会決議を経て、代表理事が行う。

(代替基金)

- 第42条** 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第43条** 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条** 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。
- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

- 第45条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第9章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第47条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第48条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第49条 当法人が解散した場合（前条第3号による解散及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。但し、事務局長の任免には理事会の承認を受けなければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(細則)

第53条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議

を経て、代表理事が別に定める。